

釧保健第939号
令和元年(2019年)8月14日

一般社団法人 釧路市医師会長 様

釧路総合振興局保健環境部
保健行政室健康推進課長

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項及び児童福祉法第19条の
3第1項に規定する指定医の有効期間終了に伴う指定医更新申請について

このことについて、平成27年に指定医の制度が定められたことにより、難病指定医及び小
児慢性特定疾病指定医は5年間の指定有効期間を超えて引き続き指定医を継続する場合に
は、有効期間が終了する前に更新申請を行うこととなっております。

つきましては、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、主な勤務先が釧路管内医療機関の指定医には、当所より周知しておりますことを申
し添えます。

記

添付資料

- 1 「難病指定医・協力難病指定医に指定された医師の皆様へ」
- 2 「小児慢性特定疾病指定医に指定された医師の皆様へ」

保健係
担当者：田口
TEL：0154-65-5824
FAX：0154-65-5352

難病指定医・協力難病指定医に指定された医師の皆様

1 指定医について

特定医療費の医療費助成では、支給認定の申請のための臨床調査個人票を作成する医師は、予め都道府県に指定された「難病指定医」又は「協力難病指定医」であることと定められています。

※ 指定医以外が臨床調査個人票を記載されても無効となります。

2 指定医の要件

診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、次のいずれかに該当する者であり、かつ、次のいずれかに該当する者

指定医	要件等
(1) 難病指定医 新規及び更新に係る臨床調査個人票の作成が可能 （指定医番号：S又はTを含む）	診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、次のいずれかに該当する者であり、かつ、次のいずれかに該当する者 ① 学会が認定する専門医※ ② 都道府県が行う研修を修了している ※ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医に限る（詳細は道のホームページをご覧ください）
(2) 協力難病指定医 更新のみに係る臨床調査個人票の作成が可能 （指定医番号：Cを含む）	診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師で、都道府県が行う研修を修了している者

3 指定医の更新

- 専門医資格を有して指定医となっている場合は、更新申請書に**専門医資格を証明する書類(写)**を添付して申請してください。
- 指定医は、5年ごとにその更新を受けなければ効力を失いますので、有効期間内に更新申請の手続きをお願いします。
- 更新申請は、有効期間終了の6か月前から受付を開始します。
- 専門医資格を有していない難病指定医及び協力難病指定医については、指定有効期間内に都道府県知事等が行う研修を修了する必要があります。なお、令和元年（2019年）12月31日有効期限の方は、経過措置期間である平成27年度（2015年度）及び平成28年度（2016年度）に指定医研修を受講していることから、今回の更新に際し**研修の受講は不要**です。

	指定医番号	更新要件及び添付書類
難病 指定医	Sを含む番号 (専門医資格者)	・都道府県知事等が行う研修の受講は不要です。 ・更新申請書に 専門医資格を証明する書類(写) を添付して申請
	Tを含む番号 (研修修了者)	・有効期間内に都道府県知事等が行う研修受講が必要です。 ・更新申請書に受講した 修了証書(写) を添付して申請
協力難病 指定医	Cを含む番号	・有効期間内に都道府県知事等が行う研修受講が必要です。 ・更新申請書に受講した 修了証書(写) を添付して申請

4 変更・辞退の届出

- 変更届出
 指定医の氏名、連絡先、主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地が変更になったときは変更届出書の提出が必要です。
- 辞退届
 指定医はその指定を辞退するときは、辞退届の提出が必要です。指定医がお亡くなりになった場合は、親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が提出してください。

5 申請書様式等

申請・届出様式につきましては、「北海道 指定医更新」と検索していただきダウンロード、ご使用ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/tokushitsushitei01.htm>

また、インターネットの活用が難しい場合は、最寄りの保健所へご連絡ください。

6 よくあるお問い合わせ

Q1) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請又は変更届のどちらを提出するといいでしょうか。

A1) 新規申請書の提出をお願いします。なお、指定医番号が変わり、新たな有効期間を設定します。指定医の有効期間は新たに指定されて日から5年間となります。

Q2) 専門医資格を有する医師として指定医の指定通知書をもらいましたが、専門医資格の有効期限が切れてしまい、専門医資格の取得予定はありません。この場合はどうしたらよいでしょうか。

A2) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけますが、有効期限までに都道府県知事等が行う指定医研修を受講し、研修受講修了証書(写)を添付して申請する必要があります。

Q3) 異動等により勤務する主たる勤務先が札幌市(政令指定市)又は道外となる場合の手続きを教えてください。

A3) まず、①最寄りの保健所に「変更届」を提出し、②異動先の札幌市(政令指定市)又は都府県に「申請」を行います。

なお、申請の詳細は異なりますので、異動先の都府県又は政令指定都市へお問い合わせください。

Q4) 札幌市(政令指定都市)又は道外から異動等により勤務する主たる勤務先が道内(札幌市を除く)となる場合の手続きを教えてください。

A4) まず、①異動前の札幌市(政令指定都市)又は都府県等に「変更届」を行い、②道へ「更新申請書」を最寄りの保健所に提出してください。

Q5) 指定医の更新に必要な研修は、いつ受講すればよいですか。

A5) 更新申請前の有効期間の5年を超えない日までに研修を受講する必要があります。

なお、更新申請には「研修修了証書(写)」の添付が必要ですので、保管にご留意ください。

また、令和元年(2019年)12月31日までの有効期間の方は、平成27年度(2015年度)又は平成28年度(2016年度)に講習を受講済みのため、今回の更新で新たに研修を受講する必要はございません。次回、令和2年(2020年)1月1日から令和6年(2024年)12月31日の更新までに研修を受講してください。

6 申請書等提出先・お問い合わせ先

主たる勤務先の医療機関の所在地により問い合わせ先が異なりますので、ご注意下さい。

○札幌市、旭川市、函館市～ 医療機関の所在地を管轄する各市の保健所

○小樽市～ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

感染症・特定疾患グループ TEL: 011-231-4111 (内線 25-524)

○上記以外～ 医療機関の所在地を管轄する道立保健所

小児慢性特定疾病指定医に指定された医師の皆様へ

1 指定医について

小児慢性特定疾病の医療費助成では、医療費助成の申請のための意見書を作成する医師は、予め都道府県等に指定された「指定医」であることと定められています。

※ 指定医以外が意見書を記載されても無効となります。

2 指定医の要件

診断又は治療に5年以上（臨床研修期間含む）従事した経験を有する医師であり、かつ、次のいずれかに該当する者

(1) 学会が認定する専門医※1	【指定医番号：01011で始まる】 ※1)厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医に限る (詳細は道のホームページをご覧ください)
(2) 都道府県等※2が行う研修を修了している	【指定医番号：01021で始まる】 ※2) 札幌市・旭川市・函館市が行う研修含む

3 指定医の更新

- 更新申請書に前回の指定通知（写し）を添付して申請してください。
- 指定医は、5年ごとにその更新を受けなければ効力を失いますので、有効期間内に更新申請の手続きをお願いします。
- 更新申請は、有効期間終了の6か月前から受付を開始します。
- 専門医資格を有していない小児慢性特定疾病指定医は、難病指定医と違い、研修は一度受講すれば良いことになっています。

4 変更・辞退の届出

- 変更届出
指定医の氏名、連絡先、主たる勤務先の医療機関の名称及び所在地が変更になったときは変更届出書の提出が必要です。
- 辞退届
指定医はその指定を辞退するときは、辞退届の提出が必要です。指定医がお亡くなりになった場合は、親族又は診療に従事していた医療機関の管理者が提出してください。

4 申請書様式等

申請・届出様式につきましては、「北海道 指定医更新」と検索していただきダウンロードして使用ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/tokushitsushitei01.htm>

また、インターネットの活用が難しい場合は、最寄りの保健所へご連絡ください。

5 よくあるお問い合わせ

Q1) 研修を受けて指定医となった医師が有効期間内に専門医資格を取得した場合、新規申請又は変更届のどちらを提出するといいでしょうか。

A1) 新規申請書の提出をお願いします。なお、指定医番号が変わり、新たな有効期間を設定します。指定医の有効期間は新たに指定されて日から5年間となります。

Q2) 専門医資格を有する医師として指定医の指定通知書を交付されましたが、専門医資格の有効期限が切れ、今後、専門医資格の取得予定はありませんが、この場合はどうしたらよいでしょうか。

A2) 現在お持ちの指定通知書の有効期間内は、現在の指定医番号をそのままお使いいただけます。

なお、更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該指定医が作成した実績等に鑑み、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、指定の更新をしてよいとされています。

6 申請書等提出先・お問い合わせ先

主たる勤務先の医療機関の所在地により問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。

○札幌市、旭川市、函館市～ 医療機関の所在地を管轄する各市の保健所

○小樽市～ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課

感染症・特定疾患グループ TEL：011-231-4111（内線 25-524）

○上記以外～ 医療機関の所在地を管轄する道立保健所